

令和6年度HYOGOヒューマンライツ作品コンテスト 文芸部門応募要領

1 目的

この要領は、令和6年度HYOGOヒューマンライツ作品コンテスト 文芸部門実施要領に基づき、事業の実施に必要な事項を定める。

2 作品規定

(1) 枚数

| 分野 | 一般の部 (高校生以上) | 学齢児童生徒の部 (中学生以下) |
|--------------|-----------------|---------------------|
| 創作(小説、童話など) | 30枚以内 | |
| 随想(手記・作文を含む) | 10枚以内 | 5枚以内 |
| 詩 | 2枚以内 | |

400字詰め原稿用紙に縦書きとする。

ワープロで作成した原稿の場合は、A4判用紙(縦書き)に400字(20字×20行)で印刷したものを原稿用紙1枚とみなす。

応募作品は、1つの分野につき、1つの作品とする。

(2) 表紙

400字詰め原稿用紙1枚に作品の分野、名前・ふりがな(ペンネームの場合は本名も併記する)、年齢(学齢の場合は学校名・学年も併記する)、タイトル、自宅住所または連絡先住所及び電話番号を明記する。

学校等で一括応募する場合は、「作品応募シート」に必要事項を入力してデータで送付する。(応募作品は郵送する。)

※「作品応募シート」は、(公財)兵庫県人権啓発協会のホームページからダウンロードすること。

(3) 体裁

原稿用紙は、右肩で綴じ、通し番号(ページ)を用紙下段中央欄外に記入する。

3 審査について

- (1) 別に定める審査委員会設置要領に基づき審査し、入選等を決定する。
- (2) 作品が応募要領及び作品規定に合致しない場合は、入選を取り消すことがある。
- (3) 審査結果については、入選者のみに通知する。ただし、作品は返却しない。
- (4) 審査に関する問い合わせには一切応じない。

4 作品の取り扱い

- (1) 作品に関する著作権等は兵庫県に帰属する。
- (2) 作品中に詩・図画等他人の著作物を引用する場合は、その著作権処理は応募者が行うこと。
- (3) 入選作品は、兵庫県及び公益財団法人兵庫県人権啓発協会の人権啓発の教材等とし

て活用することもある。なお、活用に際しては、一部加筆や修正など変更を行うことがある。

5 注意事項

- (1) 応募作品は未発表のものに限る。重複応募の場合は入賞を取り消す。
- (2) 誤って応募した際は、速やかに事務局まで連絡を入れること。
- (3) 応募作品は、応募者本人が作成したオリジナルのものに限る。
- (4) 本コンテストへの応募は無料だが、作品の作成等にかかる一切の費用については、応募者の自己負担とする。
- (5) 応募作品の選考状況、選考結果に関する問合せには応じかねる。
- (6) 18歳未満の児童生徒が応募する場合、保護者の同意等を得ること。
- (7) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負わない。
- (8) 本要領に記載のない事項については、すべて主催者が決定・実施する。

6 応募作品の送付・持ち込み先及び問い合わせ先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目2番15号 県立のじぎく会館内
公益財団法人兵庫県人権啓発協会 ヒューマンライツ作品コンテスト 文芸部門係
TEL 078-242-5355 FAX 078-242-5360 Eメール bungei@hyogo-jinken.or.jp

7 発表・表彰

- (1) 発表 令和6年11月(予定)
- (2) 表彰 令和6年12月(予定)